

令和6年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和6年12月13日(金曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第51号 訴えの変更について
[総務・文教]
2 議案第52号 調停の成立について
[総務・文教]
3 議案第53号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件
[総務・文教]
4 議案第54号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]
5 議案第55号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件
[産業・厚生]
6 議案第56号 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の廃止の件
[産業・厚生]
7 議案第57号 指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場) [産業・厚生]
8 議案第58号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号) [予算審査特別]
9 議案第59号 令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]

第3 議案第60号 美唄市監査委員選任の

件

- 第4 議案第61号 美唄市教育委員会委員任命の件
第5 議案第62号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第6 議案第63号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦の件
第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
第9 美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙
第10 意見書案第14号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市 長	桜 井 恒 君
副 市 長	土 屋 貴 久 君
総 務 部 長	村 上 孝 徳 君
市 民 部 長	児 玉 ゆかり 君
保健福祉部長	猪 谷 憲 恭 君
経 済 部 長	佐 藤 剛 司 君
都市整備部長	清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長	藤 井 俊 禎 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	上 村 名津美 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長	畑 雄 二 君
農業委員会事務局長	山 下 康 行 君

監 査 委 員	西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長	高 橋 修 也 君

◎欠席説明員

消 防 長	後 藤 博 昭 君
-------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。消防本部消防長後藤博昭君は、公務により欠席いたします。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第51号訴えの変更についてないし順序9、議案第59号令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求め求めます。

まず、議案第51号ないし議案第54号について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第51号訴えの変更について、議案第52号調停の成立について、議案第53号定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件及び議案第54号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第51号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

今回変更となった令和4年度のリース料相当損害金については、決算時にはどちらの金額で計上していたのか。また、令和4年度決算に問題はないのか、との質疑に対し、誤りがあり訂正した、令和4年度の金額については、決算時には訂正後の金額で決算報告を行っていたが、今回の訴状を出すに当たって金額を積算した際に誤りがあったもので、決算に影響はない、との答弁がありました。

議案第52号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

今回借りていた土地は、指定緊急避難場所という使用目的であったが、現状、市内の指定緊急避難場所若しくは避難場所などに指定されているところで、民間の所有となっている土地はあるのか、との質疑に対し、民間が所有している土地を避難場所、広域避難場所等に指定しているのは、現在は元峰延中学校のグラウンド1件であり、所有者である有限会社北修と協議の上、指定避難所として利用することについて同意を得ている、との答弁がありました。

議案第54号に対する質疑・答弁について申し上げます。

条例改正によって、マイナンバーカードを持っていない方や、被保険者証と一体化をしていない方が、事務手続上の不利益や、これまでなかった手続きが必要になることはないのか、との質疑に対し、今回の条例改正については、マイナンバーカードから各種保険情報の連携が可能となるというものであり、有効期限が残っている保険証や資格確認書での

手続も、これまでどおり可能であるため、特に不利益はない、との答弁がありました。

なお、議案第53号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第51号ないし議案第54号の以上4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第55号ないし議案第57号について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第55号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第56号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の廃止の件及び議案第57号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)の以上3件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月11日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第55号に対する質疑・答弁について申し上げます。

建築主事について、現在、都市整備部長、都市建築係長が担ってきたとのことであるが、今後、安定した配置をすることが困難となる理由について、との質疑に対し、建築主事の業務については、行政の基本でありながら、建築確認等に関する許可をおろす権限は美唄市長名ではなく、建築主事の個人名と、建築基準法で定められている。そうした中、北海道から「建築主事の事務については、責任が重いため、基本的に管理職以上でなくてはな

らない」との通達があり、今後、管理職の建築主事を配置できないことが大きな理由である、との答弁がありました。

次に、議案第57号に対する質疑・答弁について申し上げます。

以前の指定管理期間は5年であり、その後1年となった趣旨も理解しているが、現状の1年更新はどれぐらいまでと考えているのか、その見通しについて、との質疑に対し、指定管理期間について、スキー場の再整備により、業務内容に変更が生じるため、昨年から1年間としている。現在、整備計画の中では、令和8年から工事を開始し、正式なりニューアルオープンは、令和9年を予定しているため、それまでは、現状の1年更新と考えている、との答弁がありました。

なお、議案第56号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第55号ないし議案第57号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第58号及び議案第59号の以上2件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗君(登壇) ただいま議題となりました、議案第58号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)及び議案第59号令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)の以上2件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月12日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第58号及び議案第59号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第51号ないし議案第54号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第51号訴えの変更についてないし議案第54号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正の件**の**以上4件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第55号ないし議案第57号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第55号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件ないし議案第57号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)の以上3件は**、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第58号及び議案第59号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第58号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)及び議案第59号令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)の以上2件は**、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第60号美唄市監査委員選任の件ないし日程の第8、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第60号美唄市監査委員選任の件であります。

本件は、西尾正委員が12月31日をもって任期満了となりますので、本市監査委員として、新たに福地英敏氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第61号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、要覚忍委員が12月18日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き要覚忍氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第62号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、林政幸委員が12月28日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き林政幸氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第63号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、古本仁委員が12月28日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き古本仁氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、吉村俊子委員が令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き吉村俊子氏を法務大臣に

対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、平野由紀子委員が令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き平野由紀子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第60号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第60号美唄市監査委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第61号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第61号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第62号については、別にご発言も無いよう

です。ので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第62号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第63号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第63号美唄市固定評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第1号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第2号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦**

の件は、諮問のとおり可と決定されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第9、美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙管理委員会委員に

中田礼治君、山角和明君、

野村敏行君、佐藤博美君、

選挙管理委員会委員補充員に

新居一郎君、猪俣康資君、

加藤敏幸君、石川弘樹君、

以上の被指名人をもって、当選人と定めると並びに補充員の順序は、指名順序によることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員は指名のとおり決定されました。

この場合、12月31日をもって監査委員としての任を終えられます西尾正君から、発言を求められておりますので、これを許します。

●監査委員西尾正君(登壇) 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私は、12月31日の任期をもちまして、監査委員を退任させていただくことになりましたので、一言、ご挨拶申し上げます。

この4年間、監査業務という貴重な経験をさせていただくとともに、市議会議員の皆様には、多くのご指導、ご支援を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

昨年ではありますが、住民監査請求が提出されたことにつきましては、住民が自治体の財務に関する行為に対する関心の高まりを感じたところであります。このことから、財務事務が適正であることを市民の目線に立って、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から監査業務を行ってきたところであります。

終わりにになりますが、美唄市の一層のご発展と皆様方のご健康、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

長い間、大変お世話になりました。

●議長谷村知重君 次に日程の第10、意見書案第14号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●5番古賀崇之議員(登壇) ただいま議題と

なりました、意見書案第14号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

「核兵器禁止条約締約国会議」への オブザーバー参加を求める意見書

2024年10月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者の草の根の運動に対して、「核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを証言を通じて示してきた」と評価しました。

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35カ国がオブザーバー参加をしました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにも関わらず、2回連続で参加を見送りました。

第2回締約国会議では被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑

止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年3月に予定されています。唯一の戦争被爆国である日本の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーで参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月13日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第14号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第14号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議いたしました。

これをもって、令和6年第4回定例会は閉会

いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時28分 閉会

